

平成19年 5 月22日 (火) 第 1,881 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

告 示				
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域	福祉	上課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	4
土地改良事業変更施行の同意	(農村	整備	請課)	4
保安林の指定施行要件の変更	(森林	整備	請課)	4
国土調査の指定	(用地	対策	慧課)	4
道路の区域の変更	(道路	維持	持課)	5
公 告				
島根県の第 3 期「全県域 WAN 」に係るネットワークサービス提供者の特定のため	(情報	政策	慧課)	6
の提案競技の実施				
毒物劇物取扱者試験の実施	(薬事	衛生	三課)	9

|--|

島根県告示第448号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第1 号の規定により告示する。

平成19年5月22日

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
たくわ小児科クリニック	松江市学園二丁目6番27号	平成19年2月1日
桜江歯科医院	江津市桜江町川戸102 - 5	平成19年5月9日
医療法人 大田姫野クリニック	大田市大田町大田イ14番地 2	平成19年4月1日
そのだ歯科クリニック	松江市乃木福富町301 - 4	平成19年4月16日
野坂医院	安来市安来町1637	平成19年3月26日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者			訪問看護ステーション				指定	
名	称	主たる事業所の所在地	名	称	所	在	地	年月日
出雲医療生	三活協同組合	出雲市塩冶町1536 - 1	出雲看護サター	ービスセン	出雲市大	津町194	11	平成19年 4月1日

島根県告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
大曲診療所	出雲市大津町1941	平成19年3月31日
出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成19年3月31日
医療法人 山根内科医院	出雲市今市町939 - 4	平成19年 4 月30日
松江調剤薬局日赤前店	松江市母衣町199 - 12	平成18年4月1日
益田薬局	益田市駅前町25 - 35	平成18年4月1日
松江シティクリニック	松江市東朝日町218 - 1 - 101	平成18年 5 月31日
桜江歯科医院	江津市桜江町川戸102 - 5	平成18年6月30日
野坂医院	安来市安来町1637	平成19年3月25日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者			訪問看護ステーション				廃止	
名	称	主たる事務所の所在地	名	称	所	在	地	年月日
出雲医療生	E活協同組合	出雲市塩冶町1536 - 1	出雲看護サター	ービスセン	出雲市大	津町194	11	平成19年 3 月31日

島根県告示第450号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年5月22日

事	業者		事		
名 称	主たる事務所 の所在地	実施する事業	名 称	所 在 地	指 定 年月日
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田96 - 1	訪問リハビリ テーション	訪問リハビリテー ション事業所「うん なん」	雲南市大東町飯田96 番地1	平成19年 4月1日
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田 96 - 1	介護予防訪問 リハビリテー ション	訪問リハビリテーション事業所「うん なん」	雲南市大東町飯田96 番地1	平成19年 4月1日
医療法人財団 公仁会	松江市鹿島町名分 243 - 1	通所介護	鹿島病院 幸町デイ サービスセンター	松江市幸町1571番地	平成19年 4月1日
医療法人財団 公仁会	松江市鹿島町名分 243 - 1	介護予防通所 介護	鹿島病院 幸町デイ サービスセンター	松江市幸町1571番地	平成19年 4月1日
社会福祉法人 多伎 の郷	出雲市多伎町小田50 番地 3	認知症対応型 通所介護	デイサービスセン ターやまもも	出雲市多伎町口田儀 750番地	平成19年 4月16日

社会福祉法人 多伎 の郷	出雲市多伎町小田50 番地 3	介護予防認知 症対応型通所 介護	デイサービスセン ターやまもも	出雲市多伎町口田儀 750番地	平成19年 4月16日
ひかわ医療生活協同 組合	簸川郡斐川町大字直 江町4883番地 1	通所介護	ひかわ生協デイサー ビス ふらみんご	簸川郡斐川町大字直 江町4883番地 1	平成19年 5月1日
ひかわ医療生活協同 組合	簸川郡斐川町大字直 江町4883番地 1	介護予防通所 介護	ひかわ生協デイサー ビス ふらみんご	簸川郡斐川町大字直 江町4883番地 1	平成19年 5月1日
藤江 明彦	出雲市大津新崎町 5 - 74	居宅療養管理 指導	ふじえ歯科医院	出雲市大津新崎町 5 - 74	平成19年 3月18日
藤江 明彦	出雲市大津新崎町 5 - 74	介護予防居宅 療養管理指導	ふじえ歯科医院	出雲市大津新崎町 5 - 74	平成19年 3月18日

島根県告示第451号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第 4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第 2号の規定により告示する。

平成19年 5 月22日

事	業 者		事	美 所	
名 称	主たる事務所 の所在地	廃止する事業	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
安来市	安来市安来町878番 地 2	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム「な ごみ 」	安来市広瀬町広瀬 1911番地	平成19年 4月1日
安来市	安来市安来町878番地2	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	グループホーム「な ごみ 」	安来市広瀬町広瀬 1911番地	平成19年 4月1日
安来市	安来市安来町878番地2	通所介護	認知症専用通所介護 「ひだまり」	安来市広瀬町広瀬 1911番地	平成19年 4月1日
安来市	安来市安来町878番 地 2	認知症対応型 通所介護	認知症専用通所介護 「ひだまり」	安来市広瀬町広瀬 1911番地	平成19年 4月1日
安来市	安来市安来町878番 地 2	介護予防認知 症対応型通所 介護	認知症専用通所介護 「ひだまり」	安来市広瀬町広瀬 1911番地	平成19年 4月1日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城 北町一番地	居宅介護支援 事業	西郷在宅介護支援センター	隠岐郡隠岐の島町城 北町一番地	平成19年 3月31日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城 北町一番地	居宅介護支援 事業	五箇在宅介護支援セ ンター	隠岐郡隠岐の島町北 方901 - 1	平成19年 3月31日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城 北町一番地	居宅介護支援 事業	布施居宅介護事業所	隠岐郡隠岐の島町布 施218 - 24	平成19年 3月31日
藤江 克彦	出雲市大津新崎町 5 - 74	居宅療養管理 指導	ふじえ歯科医院	出雲市大津新崎町 5 - 74	平成19年 3月17日
藤江 克彦	出雲市大津新崎町 5 - 74	介護予防居宅 療養管理指導	ふじえ歯科医院	出雲市大津新崎町 5 - 74	平成19年 3月17日

島根県告示第452号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

	事	業 者		3	事 業 月	近	
47	4 /¬	主たる事務所の	実施する事業	名	称	所在地	変 更 年月日
名	称	所在地		変 更 前	変 更 後	所在地	7734
株式会社	ササ	山口県宇部市南	福祉用具貸与		株式会社ササキ	1027 - T 1124 m	T-10-
キコースション		浜町二丁目 7 番 21号	介護予防福祉 用具貸与	佐々木モーター ス株式会社	コーポレーション	松江市西川津町 628 - 9	平成19年 4月1日

島根県告示第453号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項で準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。

平成19年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 主 体 名	事 業 名	同意年月日
美郷町	石原地区農道事業(基盤整備促進事業)	平成19年5月14日

島根県告示第454号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する 同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和28年4月28日農林省告示第290号、昭和35年5月11日農林省告示第422号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第455号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条

第5項の規定により告示する。

平成19年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成19年 5 月14日	出雲市	八幡右岸地区	告示の日から平成21年3月31日
平成19年 5 月14日	出雲市	八幡左岸地区	告示の日から平成21年3月31日
平成19年 5 月14日	出雲市	高津屋左岸地区	告示の日から平成21年3月31日
平成19年 5 月14日	出雲市	原川 地区	告示の日から平成21年3月31日

島根県告示第456号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。その 関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供す る。

平成19年5月22日

				き の	X	域		管轄する地	
道路の 種 類	路線名	X	間	変更前 後の別	敷地の幅	員	延 長	おりまする地方機関の名が	備考
県道	八重垣神社	松江市佐草地先から同			メート 4.00~ 10.0		メートル 317.00		道路改良工事
示	線	先まで		· 後	12.00 ~ 19.9	90	317.00	松江県土整	拡幅
"	八重垣神社		草町228番地		4.00 ~	50	85.00	備事務所	道路改良工事
"	八雲線	先から同町417番2 H 先まで 	後	8.50 ~ 16.5	50	85.00		拡幅	
		出雲市大津町 525番3地先 上島町字手作 地先まで	から同れ	Δ [6.00 ~	00	5,900.00		
		出雲市上塩// 谷1686番1± 字1629番1±	也先から同		20.10 ~ 33.5	50	246.10		
		出雲市船津 地先から同で 手作2617番	市上島町写	≥ B 2	12.00 ~ 80.0	00	2,755.00		左記のA、B 1、 B 2 及びB 3 は
"	出雲三刀屋線	出雲市大津町 525番 3 地先 上島町字手作 地先まで	から同さ	Δ	6.00 ~ 23.0	00	5,900.00	出雲県土整備事務所	関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		出雲市上塩次 谷1686番 1 ± 字1629番 1 ±	也先から同		20.10 ~ 33.5	50	246.10		道路改良工事 ダブルウェイ

		出雲市船津町381番3 地先から同市上島町字 手作2617番4地先まで	B 2	12.00 ~ 80.00	2,755.00		
		出雲市上塩冶町上沢28 69番29地先から同2866 番11地先まで	B 3	12.50 ~ 59.00	470.00		
"	邑南飯南線	邑智郡美郷町都賀西65 9番10地先から同地先 まで	前	13.00	6.00	県央県土整	災害復旧工事
			後	13.00 ~ 17.00	6.00	備事務所	拡幅
			前 A	10.00 ~ 27.00	40.00		左記のA及びB は関係図面に表示する敷地の区
n.	浜田八重可 部線	浜田市佐野町イ664番 2 地先から同町イ693 番3地先まで	A 後	10.00 ~ 27.00	40.00	浜田県土整 備事務所	分をいう。 道路改良工事
			1交 B	4.00 ~ 6.00	35.00		ダブルウェイ 仮設道設置

公告

島根県の第3期「全県域WAN」に係るネットワークサービス提供者について、提案競技により選定の上特定するので、様式等を除き次のとおり公告する。

平成19年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 サービスの利用内容
 - (1) ネットワーク名

第3期「全県域WAN」(以下「全県域WAN」という。)

- (2) ネットワークの内容
 - 「「全県域WAN」調達仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 利用期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 予算額

618,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)。ただし、「全県域WAN」調達費 (ネットワークサービスの費用)のみで、「全県域WAN」構築費用を除く。

(5) ネットワークサービス提供者

以下の規定に基づき提案競技を行い、ネットワークサービス提供者を選定する。

- 2 提案の内容
- (1) 仕様書の要件を満たすネットワークサービスの内容
- (2) (1)のネットワークサービスを担保する施設・設備構成の概要
- (3) (1)のネットワークサービスを提供する際の見積金額
- 3 参加資格

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(4)までのすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこ

- と。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。
- (4) 公告の日から参加申込書の受領期限までの間に、島根県の実施する入札について指名停止を受けていない者であること。
- 4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 提案競技参加申込書(参考様式1)
- (2) 法人にあっては会社概要書(参考様式2)
- (3) 個人にあっては経歴書(参考様式3)
- (4) 法人登記簿謄本(法人の場合)
- (5) 本県提案競技に係る参加資格を満たす旨の誓約書(参考様式4)
- (6) 島根県税について、未納の課徴金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期眼が到来していないものを除く。)がない旨の証明書
- (8) 提案書表紙(参考様式5)
- (9) 提案書(参考様式6)
- 5 提案競技説明書等の配布期間及び場所
- (1) 期間

平成19年5月22日(火)から平成19年6月8日(金)までの、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時までの間(午後0時から午後1時までの間を除く。)

(2) 場所

松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎 島根県地域振興部情報政策課

- 6 提案競技説明会
 - (1) 日時

平成19年5月28日(月) 午前10時30分から午前11時30分まで

(2) 場所

松江市殿町1番地 島根県庁 会議棟 第4会議室

- 7 提案書類の提出方法、提出先、提出期間等
 - (1) 提出方法

持参又は郵送による。

(2) 提出部数

4の(1)から(8)までの書類については1部、4の(9)の書類については5部

(3) 提出期限

ア 4 の(1)から(7)までの書類については、平成19年 6 月15日(金)午後 3 時まで(郵送の場合は書留とし、15日 (金)の正午までに必着のこと。)

イ 4の(8)及び(9)の書類については、平成19年7月6日(金)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、6日(金)の 正午までに必着のこと。)

(4) 提出先

690 - 8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ

電話 0852 - 22 - 6315

FAX 0852 - 22 - 5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

8 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書(参考様式7)により提出すること(FAX、電子メールによる問合せも可とする。)。
- (2) 提出期限

平成19年6月11日(月) 午後5時まで

- (3) 質問に対する回答は、平成19年6月13日(水)までに文書により通知する。
- 9 ネットワークサービス提供者の選定方法
- (1) 「全県域WAN」提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、ネットワークサービス提供者の選定を行う。
- (2) 審査委員には、島根県総務部管財課長、地域振興部市町村課長、教育庁教育施設課長及び地域振興部情報政策課長をもって充てる。
- (3) 評価については、以下の点を考慮する。
 - ア ネットワークサービスの要件適合性

仕様書に記載している各種要件の充足状況

イ ネットワークサービスの拡張性・柔軟性

接続先・回線容量等の追加・変更への対応性

ウ ネットワークサービスの安定性

障害予防、障害発生時の保守運用体制

工 経済性

仕様書に記載している必須要件を満たした上での経済性

- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局(情報政策課)によるヒアリングを行う。
- (6) ヒアリングの日程については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- 10 契約
 - (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「ネットワークサービス提供予定者」という。)と地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

ネットワークサービス提供予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

なし。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

ネットワークサービス提供予定者と協議の上定める。

(6) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 11 その他留意事項
 - (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- 12 問合せ先

7の(4)に同じ。

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の規定により、平成19年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

平成19年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成19年7月20日(金)午前9時30分から午後0時10分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂(2階)

大田会場 大田市長久町長久八7番地1 大田集合庁舎 大会議室(4階)

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 中会議室(5階)

- 3 試験の種類
- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び 劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法(記述式 による。)

5 受験願書の請求先

住所地を管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課(〒690 - 0887松江市殿町128番地)に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成19年6月1日(金)から同年6月14日(木)まで

なお郵送の場合は、6月14日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

- 8 提出書類
- (1) 受験願書(毒物及び劇物取締法施行細則(昭和51年島根県規則第51号)第12号様式によること。)正副2通
- (2) 写真(出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦5センチメートル、横4センチメートルのもの)を、受験

票(毒物劇物取扱者試験規程(昭和26年島根県告示第200号)第2号様式によること。)にはり付け、氏名及び撮影 年月日を記載したもの1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本にはり納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

10 合格者の発表

平成19年8月24日(金)に島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

この試験についての問い合わせは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(電話 0852 - 22 - 6529)にすること。